

2021年 10月 吉日

第4種委員会 登録チーム
代表者・チーム連絡責任者 各位

(一社)香川県サッカー協会 第4種委員会
委員長 長尾 文博
審判委員長 白川 茂喜
(公印省略)

2021/22年 競技規則の変更について

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は当委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、【JFA 第45回全日本U-12サッカー選手権大会 香川県大会】の開催まで残すところあと僅かとなって参りました。

今年度も競技規則の変更に沿った形で審判講習会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の主旨を踏まえ、今回の講習会は中止することといたしました。

つきましては、競技規則の変更についての概要をご確認の上、今後の大会に取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

●2021/22年 競技規則の適用開始日について

当委員会における2021/22年 競技規則の適用開始日は、

10月31日(日)【JFA 第45回全日本U-12サッカー選手権大会 香川県大会 1回戦から】とします。

「更新講習会」「ラーニング」の受講がまだの方は適用開始日までに、また、受講済の方は再度確認を行っていただき、万全の態勢で大会に臨んでいただきますようお願い申し上げます。

●2021/22年 競技規則変更の概要

※注意※

以下概要については、主な変更箇所を抜粋して記載しております。

全容につきましては、“JFAのHP“または”サッカー競技規則 2021/22“にてご確認ください。

URL : <http://www.jfa.jp/laws/>

【複数の条に関わる変更】

○競技規則に関する付記(全条に関わる)－メートル法計測

メートル法とヤード・ポンド法の違いによる計測差が生じた場合、メートル法によるものに 基づくものとする。

○第4, 5, 12条およびVAR実施手順－暴力的ではないが不適切な行為

暴力的ではないが、(他人に攻撃的な態度で接するなど)幾つかの不適切な行為の形態は「攻撃的な」、「侮辱的な」または「下品な」、退場を命じる反則であると考え、関係する箇所の表現を「身振り/身振りをする」から「行動/行動する」に変更する。

【各条の変更(条番号順)】

第1条－競技のフィールド

10.ゴール

○ゴールポストとクロスバーは、承認された材質でできてなければならない、また、危険なものであってはならない。両ゴールのゴールポストとクロスバーは同じ形状でなければならない。その形状は、正方形、長方形、円形、楕円形、またはこれらの混成のいずれかでなければならない。

第7条－試合時間

3. 空費された時間の追加

- 主審は、以下のように前半、後半に空費されたすべてのプレーイングタイム(プレーのための時間)を追加する(...)

解説

例えば試合終了間際、プレーイングタイム(プレーのための時間)が残りの試合時間より長く停止された場合、(第4の審判員によって表示される)「アディショナルタイム」は残っているプレーのための時間であって、停止されていた時間のすべてを追加するものではないことを明確にする。

第11条－オフサイド

1. オフサイドポジション

- ゴールキーパーを含むすべての競技者の手および腕は、含まれない。オフサイドの反則を判定するにあたり、腕の上限は脇の下の最も奥の位置までのところとする。

解説

ハンドの反則を判定するにあたり、肩は腕の一部ではないとした。これにより、胴体の一部である肩を用いて得点することは認められることから、(どこまでが腕なのかの基準は)オフサイドかどうかの判断にも考慮されなければならない。

第12条－ファウルと不正行為

1. 直接フリーキック

- 競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる:
チームリストに記載されている者または審判員をかむ、もしくは、これらに向かってつばを吐く

解説

フリーキックやペナルティーキックは、チームリストに記載されている者(競技者、交代要員、交代して退いた競技者およびチーム役員)または審判員に対して反則が犯された場合のみに与えられる。

直接フリーキック－ボールを手または腕で扱う

- 競技者の手や腕にボールが触れることのすべてが、反則にはならない。
- 競技者が次のことを行った場合、反則となる:
 - ・例えば手や腕をボールの方向に動かし、手や腕で意図的にボールに触れる。
 - ・手や腕で体を不自然に大きくして、手や腕でボールに触れる。手や腕の位置が、その状況における競技者の体の動きによるものではなく、また、競技者の体の動きから正当 ではないと判断された場合、競技者は不自然に体を大きくしたとみなされる。競技者 の手や腕がそのような位置にあったならば、手や腕にボールが当たりハンドの反則で 罰せられるリスクがある。
- 相手チームのゴールに:
 - ・偶発的であっても、ゴールキーパーを含め、自分の手や腕から直接
 - ・偶発的であっても、ボールが自分の手や腕に触れた直後に
得点する。

解説

- ・競技者の手や腕とボール間で接触があったとしても、そのすべてが反則になる訳ではない。
- ・主審は、その状況において競技者のプレーと関連して手や腕の位置が妥当なのかどうかを判断しなければならない。
- ・偶発的にボールが手や腕に当たり得点の機会が作りだされただけであったり(当たった直後に得点するのではなく)、偶発的に味方競技者の手や腕に当たって来たボールを得点することは、反則としないこととした。

2. 間接フリーキック

- 競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる:
 - ・(フリーキックやゴールキックのときも含め)ゴールキーパーが手でボールに触れる触れないにかかわらず、競技規則の裏をかいて、頭、胸、膝などをういボールがゴールキーパーにパスできるよう、意図的なトリックを企てる。ゴールキーパーが意図的なトリックを企てていたならば、ゴールキーパーが罰せられる。

3. 懲戒措置－反スポーツ的行為に対する警告

○競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は、様々である。例えば：

- ・(フリーキックやゴールキックのときも含め)ゴールキーパーが手でボールに触れる触れないにかかわらず、競技規則の裏をかいて、頭、胸、膝などを用いボールがゴールキーパーにパスできるよう、意図的なトリックを企てる。ゴールキーパーが意図的なトリックを企てていたならば、ゴールキーパーが罰せられる。

解説

味方競技者が意図的にキックしたボールをゴールキーパーが手で扱うのを防ぐために規則を設けている。この規則の裏をかき「トリック」を用いることは反則であるが、これをゴールキックにも適用することとした。これにより、「トリック」を企てる行為には競技者に加えてゴールキーパーも含まれることになり、ゴールキーパーが「トリック」を企てたとしたならば、ゴールキーパーも警告される。

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

○ボールがインプレー中、競技者が競技のフィールド内で体を用いた反則を犯した場合：

- ・相手競技者に対する反則の場合－間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティーキック
 - ・味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、チーム役員または審判員に対する反則の場合－直接フリーキックまたはペナルティーキック
- 言葉による反則はすべて、間接フリーキックとなる。
- 競技のフィールドの内外にかかわらず競技者が外的要因に対して反則を犯し、主審がプレーを停止したならば、主審の承認なく競技のフィールドから離れたことでフリーキックが与えられた場合を除き、プレーはドロップボールで再開される。

解説

フリーキックやペナルティーキックは、反則がチームリストにある者(競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者およびチーム役員)または審判員に対して反則が犯された場合のみに与えられる。その他の者、動物、物など(外的要因)に関連した事象があつてプレーが停止されたならば、プレーはドロップボールで再開される。ただし、競技者が主審の承認を得ずに競技のフィールドから離れて外的要因に反則を犯した場合は、間接フリーキックでプレーが再開されることになる。

【お問い合わせ先】 第4種 審判委員会

《東 讃》	藤井 浩	090-4504-7389	pikarin31801969@ta3.so-net.ne.jp
《高 松》	湯浅 修司	080-3169-5990	hangfive22@gmail.com
《中讃／西讃》	松野 徹	090-4506-3903	toruman36@hi.enjoy.ne.jp
《 〃 》	亀山 一貴	090-2785-6151	kazuking.0429@gmail.com

以上